資 料 ５

（写）

令和８年 10 月 13 日

弥富市長　安　藤　正　明　殿

公共工事入札問題調査特別委員会
委 員 長　江　崎　貴　大
副委員長　平　野　広　行
委　　員　佐　藤　仁　志
委　　員　堀　岡　敏　喜
委　　員　板　倉　克　典
委　　員　横　井　克　典
委　　員　平　居　ゆかり
委　　員　伊　藤　千　春

「公共工事入札問題及び再発防止対策」に関する提言書

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、公契約関係競売入札妨害の容疑で、本市建設部長が逮捕、起訴されました。

それを受け、弥富市議会では、公共工事入札問題及び再発防止対策に関する事項を調査することを目的として、地方自治法第 109 条及び弥富市議会委員会条例第６条に基づき、令和８年第１回定例会で公共工事入札問題調査特別委員会を設置しました。

事件については、個人の問題として捉えられるものの、市役所の職員がこのような問題を起こしてしまったことは、個人の問題に矮小化するのではなく、組織体制・組織風土の問題と捉え、市民の信頼回復のため謙虚な姿勢で二度と起こさない覚悟を持った再発防止策の策定、実施を求めここに提出する。

提言１　職員の倫理意識・コンプライアンス意識の向上

(1) 職員が実際の場面で適切に判断し行動できるよう、他自治体で実際に発生した過去の不祥事や本件事件を題材とした研修や、実際の業務で起こり得る場面を想定した実践的な研修を、管理職や会計年度任用職員を含めた全職員対象に、毎年度計画的に実施すること。

(2) 業者及び業界団体との不適切な接触や私的な交際を防ぐため、接触した際の対応マニュアルや報告ルール、相談体制を整備し、具体的な行動指針を定め、全職員に周知徹底すること。また、社会情勢や法令改正等を踏まえ定期的に点検・見直しを行うこと。

(3) 「公益通報制度」「不当要求行為等対策要綱」「懲戒処分基準」などについて、例えば要点を分かりやすくまとめたハンドブックを作成・配布するなど、いつでも確認できるような対応をすること。

(4) 組織として研修や制度の理解度、活用状況及び実効性を継続的に検証し、制度が機能しているかを確認すること。その際、検証する方法や指標を要綱等によって明文化すること。

(5) 検証・分析した結果を公表するとともに、組織改善及び再発防止策、さらにはその後の研修内容へ反映するＰＤＣＡサイクルを構築すること。

提言２　職員が安心して働くことができる体制・組織

(1) 組織としての対応窓口に加え、市役所を通さない第三者への相談制度を整備すること。また、通報した職員の秘密を厳守し、通報したことを理由に不利益な扱いを受けることがないよう制度を徹底すること。

(2) 職員と組織の双方を守るため、不当な働きかけに組織全体で対応する具体的な仕組みを構築すること。上司の同席など複数での対応、不当な要求内容を記録し報告の義務付けなど、不当な働きかけを排除する体制を構築すること。

(3) 入札や契約事務を担当する職員が一人で悩みや責任を抱え込まないよう、管理職による定期的な面談及びコミュニケーションを充実させ、職員が日常的に相談しやすいを整備するとともに、お互いに確認し合えるチェック体制を強化すること。

(4) 管理職及び特別職については、職員が安心して相談・報告できる職場環境を整備する責務を明確化するとともに、管理職自身も評価及び検証の対象とし、定期的なヒアリング、職場環境調査等を通じて組織運営及びコンプライアンスの実践状況を継続的に確認・改善すること。

(5) 今回の事件について、問題が起きてしまった以上、組織としてどこにどのような課題が存在したのか、官製談合再発防止対策検討委員会にて十分な調査及び検証を行うこと。その上で、不正を未然に防止し、早期に発見し、是正することができる内部統制及びガバナンスのあり方について具体的な再発防止策へ反映すること。

(6) 公益通報制度や各種規程の理解度、相談体制の実効性など、職員アンケートで明らかとなった課題についても十分な分析及び検証を行い、課題が解消されるまで継続的な見直し及び改善を行うこと。

(7) 職員アンケートや職場環境調査を定期的に実施し、その結果を分析した上で、組織運営及び職場環境の改善に反映させること。その際、職員が安心して回答ができるように最大限配慮を行うこと。

提言３　官製談合が起こらない入札関係事務の在り方

(1) 弁護士、公認会計士、学識経験者等の外部専門家による第三者チェック体制を導入し、入札関係事務の改善につなげる仕組みの構築を求める。

(2) 工事等指名業者審査委員会の議事録作成、入札に関するパソコンの操作履歴の確認事務を行う体制の構築を求める。

(3) 予定価格及び最低制限価格の事前公表等の取り組みについてはメリット・デメリットを十分検討し適切な公表制度の構築を求める。

(4) 入札・契約に関係する職員と業者、業界団体、議員その他の外部関係者との接触については面談記録の作成、複数職員による対応が必要であり、個人への連絡制限及び働きかけを受けた場合の統一的な対応基準の構築を求める。

(5) 罰則規定を強化し、談合の抑止効果を高める入札制度にするために、弥富市一般競争入札（建設工事）実施要領及び弥富市公共工事請負契約約款（建築工事用）の見直しを求める。

(6) 一過性の取組としないため、入札監視委員会等を設け実施状況及び検証結果を定期的に議会へ報告する仕組みを設けることを求める。